

《入院時生活療養費・生活療養標準負担額》

	70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)		居住費 (65歳以上の方)
			医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ	
①	一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	490円	490円 ●指定難病患者等 280円	
②	低所得者	低所得者Ⅱ	230円	入院期間90日目まで	230円
				入院期間91日目以降	180円
③	—	低所得者Ⅰ	140円	110円	

- ・上記の②③に該当する方は、加入している医療保険の保険者の発行する減額認定証を被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出することにより、減額が受けられます。
- ・入院生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者が対象となります。
- ・食費について、上記の標準負担額(1食当たりの食費×回数)が患者様の負担となります。
- ・居住費については、65歳以上の方のみ(該当金額×日数)のご請求になります。

医療法人社団美誠会
荒川病院 院長
2024年6月1日